

令和6年度立入検査要綱 主な改正内容

・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

(1) 2-19 長時間労働となる医師に対する面接指導の実施及び休息時間の確保等の状況 (P66)
「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」施行における医師の働き方改革に伴う改正。

(改正内容) P61～

新規項目を設け(2-20) 以下の4点を確認する。

1. 面接指導の実施状況 (法第108条)
2. 面接指導実施後の就業上の措置 (法第108条第5項)
3. 労働時間短縮の措置 (法第108条第6項)
4. 特定労務管理対象機関の医師への勤務間インターバル及び代償休息の確保 (法第123条)

(2) その他改正内容

検査基準 1 医療従事者

- 1 - 1 医師数 (P22～24)
- 1 - 4 看護師数 (P26～28)
- 1 - 5 看護者補助者数 (P28・29)

療養病床等(転換病床、療養病床)の人員配置基準に係る経過措置の有効期限が令和6年3月31日までであることに伴う該当箇所の削除

その他、所要の修正
(形式修正等)